業務の処理期間

㈱建築住宅センターが定める確認検査業務の処理期間は、次のとおりとする。

【確認業務】

(1)	法第6条第1項第四号の建築物	7	日
2	①の建築物で消防同意が必要な場合	14	日
3	①又は②の建築物で構造計算書が添付されている場合	14	日
4	①又は②の建築物で天空率を適用している場合	14	日
(5)	①又は②の建築物で日影規制が適用される場合	14	日
6	法第6条第1項第一号から第三号の建築物	35	日
7	令第 10 条第一号の建築物	21	日
8	昇降機	7	日
9	工作物	14	日

【完了検査業務】 7日

【中間検査業務】 4日

【仮使用認定業務】21日

※ただし、①及び⑧の処理期間は、確認検査業務規程第13条第2項及び第3項の休日を除く営業日数で5日間、②から⑤まで及び⑨は同じく10日間を確保するものとする。